

令和3年度 沼田町監査計画

沼田町監査委員事務運営規程7条に基づき、令和3年度に実施する監査計画を次のとおり定める。

令和3年4月1日決定

沼田町監査委員 中村保夫
沼田町監査委員 高田 勲

第1 基本方針

公正で合理的かつ能率的な行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点をおいて監査を実施し、もって、町行財政運営における適法性、効率性、妥当性の確保を期するものとする。

また、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、実施するものとする。

第2 監査の実施

監査の種類・対象・期間などは以下のとおりとする。なお、各監査の実施計画は別途協議の上決定する。

(1) 監査

ア 定期監査（地方自治法第199条第4項）

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、あるいは、経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として実施する。

① 対象

執行機関、行政委員会の所掌する事務全般とする。

② 実施時期 2月

イ 随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が特に必要と認めたときは、随時に監査を実施する。
監査内容は定期監査に準じて実施する。

ウ 行政監査（地方自治法第199条第2項）

行政事務の組織、事務処理の手続き、行政の運営等において効率性・能率性の確保の観点から実施する。

① 対象

定例監査、随時監査、例月出納検査の際に補完的監査として実施する。

② 実施時期

定例監査、随時監査、例月出納検査の実施日に併せて実施する。

エ 財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項）

団体の運営若しくは、育成助長等のための補助金、交付金を支出している団体に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査する。

- ① 対象
抽出により実施する。
- ② 実施時期
7月・8月（決算審査時に併せて実施）

オ 公の施設の指定管理監査（地方自治法第199条第7項）

- ①「監査委員は、当該普通地方公共団体が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについて監査をする事ができる」)
- ②「監査委員は少なくとも指定管理者の協定期間中に一度は必ず監査を実施し、是正改善を要する事項を指摘し、次の協定書を締結するに当って改善に資するようにならなければならない。」

（監査必携第二版（全国町村監査委員協議会）内（参考）指定管理者制度の会計と監査）

- ③監査委員監査の着眼点
 - 内部監査担当者、及び監事が任命されているか。
 - 監事による例月出納検査が行われているか。
 - 協定書名義人あての例月出納検査報告書が作成されているか。
 - 現金出納簿は適正に作成されているか。
 - 預金出納簿が適正に作成されているか。
 - 貸借対照表の借入残高は金融機関の貸付金残高証明書の金額と一致しているか。
 - 収入予算の執行状況は妥当か。
 - 収入の調停は適正に行われているか。
 - 支出予算の執行状況は妥当か。
 - 人件費の内容は妥当か。偽装雇用、請負はしていないか。社会保険に加入しているか。
 - 正規職員、臨時職員は直接雇用になっているか。カラ人件費は無いのか。
 - 賃金は妥当か。地方公共団体の単価を上回っていないか。
 - 物件費の契約金額、支出内容は妥当か。
 - 補助金、助成金等の支出はないか。
 - 施設の管理状況は良好か。管理業務の実施状況をチェックする。
 - 施設の利用状況は良好か。問題点を把握し、必要に応じ改善を指示する。
 - 指定の取り消しの必要はないか。指定期間の到来をまって新たに指定手続きをとるか。
 - 指定手続の公平性、透明性は保たれているか。

④ 対象施設

(指定期間：5年) H29.10.1~R4.3.31

- ・ 沼田町社会福祉協議会 デイ・サービスセンター

(指定期間：5年) H30.4.1~R5.3.31

- ・ 沼田開発公社 沼田自動車学校、沼田交通教育センター
- ・ シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

スコーレセンター、農業者健康管理施設

(指定期間：5年) R3.4.1~R8.3.31

- ・ 沼田町商工会 観光情報プラザ、駅前多目的広場
- ・ 北いぶき農業協同組合 農産物共同利用予令施設・米穀低温貯留乾燥調製施設・高品質堆肥製造施設
- ・ コーミ北のほたるファクトリー株式会社 沼田町農産加工場

(指定期間：10年) R3.4.1~R13.3.31

- ・ 旭町コミュニティーセンター 旭町町内会
- ・ 共成地区コミュニティーセンター 共成行政区
- ・ 東予地区コミュニティーセンター 東予行政区
- ・ 高穂地区コミュニティーセンター 高穂2行政区
- ・ 中央地区コミュニティーセンター 中央行政区
- ・ 緑町地区コミュニティーセンター 緑町ふれあい会館管理協議会

(指定期間：10年) H28.4.1~R8.3.31

- ・ 町立沼田厚生クリニック 北海道厚生農業協同組合連合会

⑤ 実施時期【別紙：計画表】

3年に1回（コミュニティーセンターは5年に1回）

(2) 検査

ア 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

① 対象

- ・ 一般会計
- ・ 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 国民健康保険特別会計
介護保険特別会計 老人保健特別会計 後期高齢者医療特別会計
公共下水道特別会計
- ・ 水道事業会計

② 実施時期 毎月末日（条例第5条）

(3) 審 査

ア **決算審査**（地方自治法第233条第2項及び公営企業法第30条第2項）
決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

① 対 象

一般会計・特別会計（8会計）・水道事業会計

② 実施時期 7月・8月

イ **基金運用状況審査**（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適性かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

① 対 象

全基金運用状況

② 実施時期 8月（決算審査の際）

第3 各監査の着眼点

(1) 予算執行内容について

- ・収支確保は適正に行われているか
- ・支出は効果的に行われているか
- ・違法、不当な処理がなされていないか

(2) 税務について

- ・課税事務は適正に行われているか
- ・徴収事務は適正に行われているか

(3) 計数について

- ・月次計数は正確であるか
- ・決算計数は正確であるか

(4) 財産について

- ・公有財産は、常に良好に管理され、効率的に運用されているか
- ・物品の購入手続き、価格、規格は適切か。また、在庫量は適正か
- ・基金の運用は適正に行われているか

(5) 契約検収事務について

- ・契約の原因、事実は正当か
- ・契約方法・業者選定は正しく行われているか
- ・契約は正しく履行されたか

(6) 工事について

- ・工事計画は予算に適合しているか。
- ・設計内訳書、工事仕様書及び設計図等の設計書は、適正に作成されているか
- ・工事は正しく施工されたか

(7) 公営企業事業

- ・事業計画、収支計画は妥当であるか
- ・事業は効率的かつ計画的に執行されているか
- ・事業目的に適合した成果をおさめているか

(8) 財政援助について

- ・補助金、負担金、交付金、貸付金、その他財政援助の決定は適正になされているか
- ・財政援助額及び援助方法は適正か
- ・補助等に係る会計経理内容は適正か
- ・出資（補助）の目的は達成されているか

第4 監査の資料

提出を求める資料については、その都度定める。

第5 監査日程

各監査日程について、次のとおりとする。詳細はその都度通知する。

【令和3年度 月別監査計画日程表】

| 月 | 監査等の種類・内容 | | |
|-----|-----------|-------------------|------------|
| 4月 | 例月出納検査 | | |
| 5月 | 例月出納検査 | | |
| 6月 | 例月出納検査 | | |
| 7月 | 例月出納検査 | 決算審査 | (財政援助団体監査) |
| 8月 | 例月出納検査 | 決算審査 健全化判断比率審査 | (基金運用状況審査) |
| 9月 | 例月出納検査 | | (指定管理監査) |
| 10月 | 例月出納検査 | | |
| 11月 | 例月出納検査 | | |
| 12月 | 例月出納検査 | | |
| 1月 | 例月出納検査 | | |
| 2月 | 例月出納検査 | 定期監査 | |
| 3月 | 例月出納検査 | | |

※その他

- ・主要事業について、必要に応じ現地視察を実施する。
- ・随時監査は特に必要と認めたときに実施する。
- ・行政監査は定期監査、随時監査、例月出納検査の際に補完的監査として実施する。

第6 指摘事項等の改善

各監査等にあたり指摘した事項等については、改善結果の報告を求め、その改善状況を確認し、監査制度の実効性を確保するよう努める。

第7 監査結果の報告

監査結果は速やかに関係機関に文書でもって報告する。

第8 監査結果の公表

監査結果は、前記報告の後速やかに、公告式条例及び下記の方法で公表及び概要を報告する。

- ①監査委員事務局で報告書の閲覧開示。
- ②広報「ぬまた」への掲載